

(風水害・豪雨災害・土砂災害：ハザードマップ)

○南阿蘇村はすり鉢状の地形であり、集中豪雨発生時には土石流や河川の氾濫による浸水被害のリスクが高い地域です。南阿蘇村ハザードマップによれば、村内を流れる白川の氾濫や土砂災害の危険区域に多くの住居や事業所が点在しており、大規模な被害の発生が予測されています。



風水害

集中豪雨による土砂災害と浸水被害のリスク。すり鉢状の地形が被害拡大の要因。

(地震：南阿蘇村復旧復興本部、J-SHIS)

○平成28年熊本地震では、村内で死者30名（関連死14名含む）、重傷者31名、家屋の全壊699件を含む計2,858件の家屋被害が発生するなど甚大な被害を受けました。



地震

活断層が村の西側を通過。今後30年以内に震度6弱の地震に見舞われる確率は6~26%。

私たちが決して忘れてはならない現実：2016年熊本地震の記憶

1. 人的被害 (Human Toll)



2. 家屋被害 (Housing Damage)



3. インフラ被害 (Infrastructure Damage)

道路の断絶

- ・ 国道57号
- ・ 国道325号 (阿蘇大橋)

(1) 人的被害

| 種別 | 人数 |
|-----|--------------|
| 死亡者 | 30 ※関連死14名含む |
| 重傷者 | 31 |
| 軽傷者 | 120 |

(2) 家屋被害 (罹災証明発行数より)

| 被害の程度 | 件数 |
|-------|-------|
| 全壊 | 699 |
| 大規模半壊 | 187 |
| 半壊 | 801 |
| 一部損壊 | 1,171 |
| 計 | 2,858 |

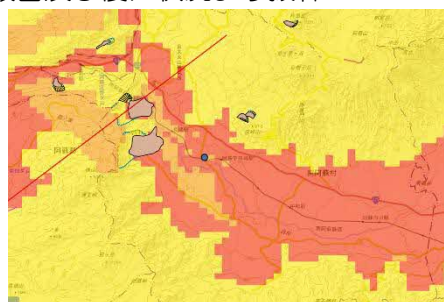
※無被害 149 件

(3) インフラ

| | 世帯数 | 内訳 |
|-------|-----|---|
| 水道の断水 | 16 | 新所 9世帯 (個別対応が残る世帯) 乙ヶ瀬区 7世帯 |
| 道路の断絶 | | 路線名 ・ 国道57号 ・ 国道325号 (阿蘇大橋) ※平成32年度完成予定 ・ 村道喜多〜重玉線 |

※南阿蘇村復旧復興本部 平成28年熊本地震に係る被害及び復旧状況より抜粋

地震ハザードステーション (J-SHIS) のデータによると、村の西側には活断層が通過しており、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、村内の多くの地域で6%~26%と予測されており、依然として高い地震リスクに晒されています。



(その他特に想定されるリスク)

○火山噴火

活動火山である阿蘇山を擁しており、噴火のリスクは常に存在します。現在の科学技術をもってしても噴火の正確な予測は困難であり、小規模な噴火であっても、増加傾向にあるインバウンドを含む観光客や地域住民に人的被害を及ぼす可能性があります。



○感染症

新型インフルエンザは 10 年から 40 年の周期で世界的な大流行を繰り返しており、国民の大部分が免疫を持たない新たなウイルスが出現した場合、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあります。



○サイバー攻撃

事業活動のデジタル化が進む中で、サイバー攻撃は新たな経営リスクとして顕在化しています。情報漏洩やシステムの停止は、事業の信頼失墜や直接的な経済損失につながるだけでなく、地域経済のサプライチェーン全体を寸断させるおそれもあり、物理的な災害と同様に事業継続を脅かす重大なリスクと認識する必要があります。

(2) 域内の商工業者の状況

当地区における商工業者の状況は以下の通りです。

- ・商工業者等総数 525 者
- ・小規模事業者総数 429 者

【内訳】

| | 業種 | 商工業者等数 | 小規模事業者 | 備考（土地の立地状況等） |
|------------------|--------|--------|--------|----------------------------|
| 商 工 業 者 | 建設業 | 46 | 43 | 地区内に広く分散している |
| | 製造業 | 30 | 27 | 地区内に広く分散している |
| | 卸売・小売業 | 155 | 120 | 活断層周辺及び土砂災害危険区域も含め広く分散している |
| | 飲食・宿泊業 | 154 | 116 | 活断層周辺及び土砂災害危険区域も含め広く分散している |
| | その他 | 140 | 123 | |

※業種別の内訳は上記の表の通りであり、特に卸売・小売業および飲食・宿泊業の事業者は、活断層周辺や土砂災害危険区域を含む村内全域に広く分散して立地している特徴があります。

(3) これまでの取組

これまで、南阿蘇村及び南阿蘇村商工会は以下の防災・事業継続に関する取り組みを実施してきました。

1) 南阿蘇村の取組

- ・南阿蘇村地域防災計画の策定、防災ハザードマップの作成。
- ・防災訓練の実施（村、学校、保育園、各地区自主防災組織）
- ・ホームページ、防災無線、エリアメール、ライン、防災アプリでの住民への情報提供。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定、予防接種の助成。

2) 南阿蘇村商工会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP 等の国の施策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・村内小規模事業者を訪問し事業者BCPの策定に係る指導 1 者
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進

R7年度 休業対応応援共済のチラシを全会員に配布 2者加入

- ・事業継続力強化に関するセミナー R3年度、R7年度 各1回開催

取組目標（セミナー開催回数、事業継続計画（BCP）策定件数）

※意欲的で必要性の高い事業者をセミナー開催してBCP策定支援。

| 項目 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 | R7 年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業者BCP策定件数（実績） | 3（0） | 3（0） | 5（1） | 5（0） | 7（0） |
| セミナー開催件数（実績） | 2（1） | 2（0） | 2（0） | 2（0） | 2（1） |

これらの現状分析は、本村が多様なリスクに直面しており、一定の対策が進められている一方で、小規模事業者の個々の備えには依然として大きな隔りがあることを示唆しています。このギャップを埋めることが、次に述べる具体的な課題の核心となります。

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

前項の現状分析を通じて、南阿蘇村の小規模事業者が直面する複合的なリスクと、これまでの対策におけるギャップが明らかになりました。特に、多くの事業者が災害リスクを「自分事」として捉えきれておらず、具体的な事業継続計画（BCP）の策定に至っていない現状は深刻な課題です。また、商工会自身の支援体制においても、専門的ノウハウの不足や新たなリスクへの対応の遅れが見られます。本計画の実効性を確保するためには、これらの課題を直視し、具体的なかつ実践的な対策を体系的に講じることが急務です。

本計画の推進にあたり、以下の課題を特定し、それぞれに対応する対策を講じます。

【課題】

- ①緊急時の具体的体制・マニュアルの不備、専門知識を持つ人材及び備蓄品の不足
商工会としての緊急時対応が漠然としており、具体的な行動マニュアルや関係機関との連携体制が未整備であることに加え、商工会自身の防災備品の備蓄も不足しています。また、BCP 策定支援やリスクファイナンスに関する専門知識を持つ職員が不足しています。
- ②事業者の災害リスク認識と BCP 策定意欲の低さ
多くの小規模事業者が、地域の災害リスクに関する情報を十分に持ち合わせておらず、BCP 策定の必要性を認識しているものの、策定には至っていないのが現状です。

多くの事業者がリスクに晒され、備えは未だ十分ではない

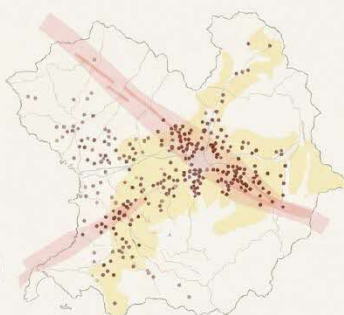
525

村内の事業者数

429

うち小規模事業者

卸売・小売業、飲食・宿泊業の多くが、活断層周辺や土砂災害危険区域に立地。



**根本的な課題：
「事業者BCPの策定
が進んでいない」**

宿泊旅館業などごく一部に限られ、
小規模事業者のほとんどは未策定。

- ③感染症やサイバー攻撃など新たなリスクへの対応不足
自然災害以外の新たな脅威、特に感染症のまん延防止対策や、事業活動のデジタル化に伴うサイバーセキュリティ対策が多くの事業者で手薄になっています。

【対策】

【平時の取組】 災害に先手を打つための支援



個別巡回指導

ハザードマップを活用し、事業所ごとのリスクを説明。損害保険・共済加入等の対策を助言。



BCP策定セミナー
の開催

専門家を招き、BCPの必要性や国の施策、保険制度について学ぶ機会を提供。



専門家派遣と
相談会

BCP策定の専門家や保険会社と連携し、個別相談会を実施。



広報活動

村広報誌やHPで、リスク対策の必要性や優良事例を紹介。

- ①緊急時の具体的体制・マニュアルの不備、専門知識を持つ人材及び備蓄品の不足については、南阿蘇村との連携体制を具体化し、発災時の情報共有、応急対応における役割分担を明確にしたマニュアルを共同で整備します。併せて、商工会として必要な防災備品を計画的に調達・管理します。また、中小企業診断士等の専門家派遣制度を活用するとともに、職員向け研修会を定期的に関催し、BCP 策定支援や保険・共済に関するノウハウ不足を解消します。

②事業者の災害リスク認識とBCP策定意欲の低さについては、経営指導員による巡回指導の際にハザードマップを積極的に活用し、各事業所の立地場所に応じた具体的なリスクを説明することで、リスクの「自分事化」を促進します。また、BCP策定のハードルを下げるため、小規模事業者でも着手しやすい簡易版のBCP策定ツールを導入し、セミナー等を通じてその活用を広く周知します。

③感染症やサイバー攻撃など新たなリスクへの対応不足については、感染症対策として、衛生品の備蓄や体調不良者を出社させないルール作り等の重要性を周知します。あわせて、事業中断に備えるための休業補償保険など、リスクファイナンスの必要性についても啓発します。サイバー攻撃に対しては、基本的なセキュリティ対策に関する情報提供や注意喚起、専門家によるセミナーを実施し、事業者の意識向上を図ります。

これらの課題認識と対策の方向性は、本計画が達成すべき具体的な目標設定の基盤となります。次に、これらの対策を通じて実現を目指す目標を明確に定義します。

3 目標

前項で特定した課題と対策に基づき、本計画は南阿蘇村の小規模事業者の事業継続能力を体系的に強化するための戦略的目標を設定します。これらの目標は、単に個々の事業者の防災対策を促すに留まらず、事業者間の連携、行政との協働、そして地域経済全体のレジリエンス（強靭性）向上に貢献することを目指すものです。平時からの備えと発災後の迅速な対応の両面からアプローチすることで、予測困難な事態においても地域経済の活力を維持・早期回復させる基盤を構築します。

5カ年計画の柱となる、4つの目標



1. リスクの周知徹底

災害リスクや感染症リスクを全事業者へ周知し、事前対策の必要性を認識させる。



2. 迅速な情報共有体制の構築

発災時に、商工会と南阿蘇村の間で被害情報を円滑に報告・共有するルートを構築する。



3. 平時からの連携体制

発災後の迅速な復興支援のため、関係機関との連携体制を平時から構築する。



4. BCP策定支援とリスクファイナンス

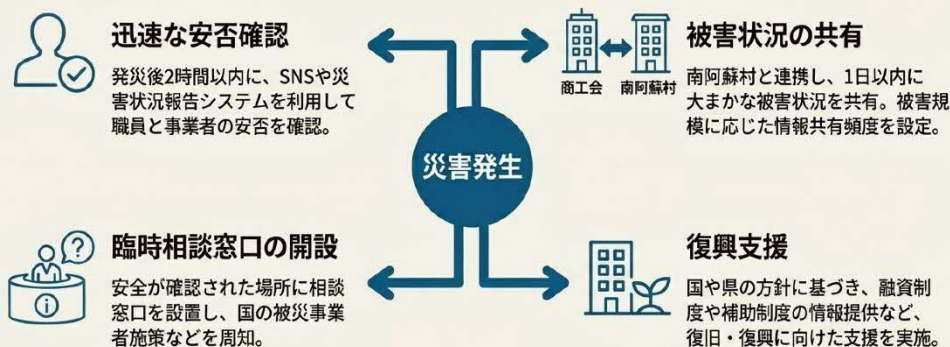
BCP策定支援を強化し、リスクに対応した共済・保険制度への加入を促進する。

本計画は、以下の主要な目標を達成することを目指します。

- 地区内小規模事業者に対し、自然災害、感染症、サイバー攻撃等の多様なリスクを具体的に認識させ、事業継続のための事前対策の必要性を広く周知徹底します。
- 南阿蘇村と緊密に連携し、発災時において地区内の被害情報を迅速かつ正確に報告・共有するための円滑な連絡ルートを構築・定着させます。

- 発災後には速やかな復興支援策を講じ、また感染症発生時には迅速に拡大防止措置を実行できるよう、平時から商工会組織内及び関係機関との連携体制を強化・構築します。

【発災後の取組】 迅速な復旧を支える体制



- 平時から物資の備蓄を行い、災害時に備えるとともに、小規模事業者に対しても備蓄の重要性を周知します。
- 巡回や窓口指導時に「リスクチェックシート」等を活用し、共済・保険制度への加入状況を確認するとともに、未加入者に対しては保険会社と連携した相談会等を実施し、加入を積極的に促進します。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年3者～7者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 損害保険加入の取組を年3者に対して行う。
- ③ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

【定量的目標】

取組目標として、事業者BCP策定支援に関して以下の数値目標を設定し、計画的に推進します。



| 項目 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 | R12年度 |
|------------|------|------|-------|-------|-------|
| 事業者BCP策定件数 | 3 | 3 | 5 | 5 | 7 |
| セミナー開催件数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※ その他

- 本計画の内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

本事業は、南阿蘇村商工会と南阿蘇村が緊密に連携し、明確な役割分担のもとに実施します。

(1) 村内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

管内事業者におけるBCPの策定状況や防災・減災への具体的な取組状況について把握します。これにより、支援ニーズを的確に把握し、効果的な事業展開の基礎とします。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

巡回指導時にハザードマップを提示し、事業所ごとのリスクを具体的に解説します。また、商工会広報誌やホームページを通じて、国の事業継続力強化に関する施策や、他地域の優良事例を紹介し、意識啓発を図ります。さらに、BCP策定の専門家を招聘し、実践的な策定支援セミナーを開催します。

(3) フォローアップ

BCPを策定済みの事業者に対しては、計画が形骸化しないよう、南阿蘇村の防災訓練への参加を促します。訓練を通じて明らかになった課題点を基に、計画の実効性を高めるための具体的な見直し指導を行い、継続的な改善サイクルを定着させます。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

支援を通じて得られた好事例は、広報誌等で積極的に横展開し、地域全体の事業継続力強化の底上げを図ります。また、地域内で連携して事業継続に取り組む「連携事業継続力強化計画」の策定を支援し、個社の取り組みを面的・線的な強靱化へと発展させます。

(5) 関係団体等との連携

熊本県火災共済協同組合やBCP専門家(中小企業診断士等)、損害保険会社と連携し、普及啓発セミナーを開催します。これにより、専門的な知見を事業者に提供します。あわせて、自然災害だけでなく、感染症による休業等に備えるための生命保険や休業補償など、多様なリスクに対応するリスクファイナンス対策の重要性を周知し、具体的な商品や制度を紹介します。

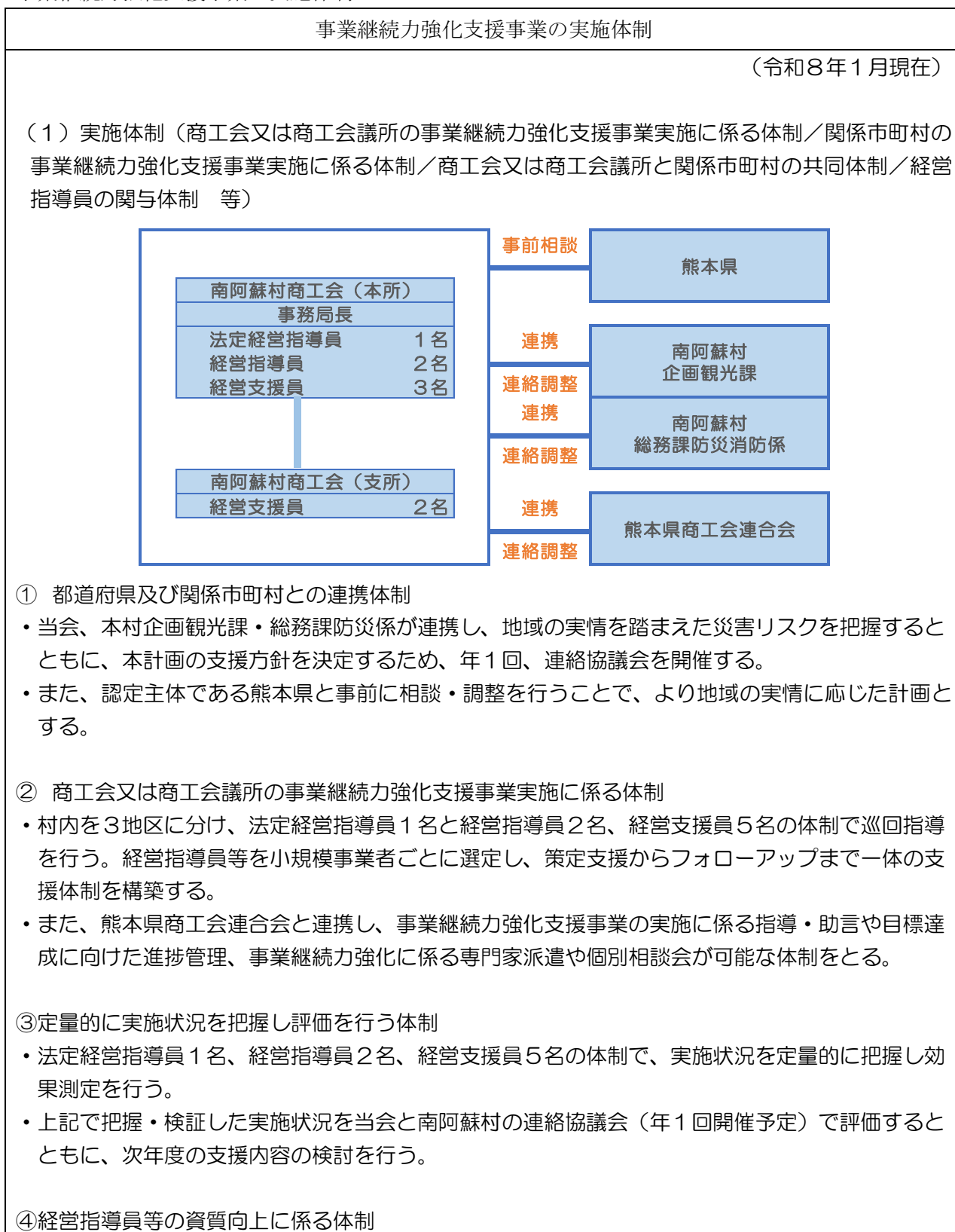
事業継続力強化計画の策定にあたって、熊本県商工会連合会の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 財津 宜往（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

上記の経営指導員は、本計画の円滑な推進のため、以下の情報提供及び助言を行います。

- 本計画に定める具体的な取組の企画及び実行に関する助言
- 本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

③広域経営指導員の当否

経営指導員 財津 宜往は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

南阿蘇村商工会 本所

〒869-1503 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1488-1

TEL：0967-62-9435 / FAX：0967-62-9462

E-mail：minamiaso@kumashoko.or.jp

②関係市町村

南阿蘇村 企画観光課

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1

TEL：0967-67-1112 / FAX：0967-67-2073

E-mail：sangyo@vill.minamiaso.lg.jp

南阿蘇村 総務課防災消防係

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽1705-1

TEL：0967-67-1111 / FAX：0967-67-2073

E-mail：somu@vill.minamiaso.lg.jp

- 上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告します。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 |
|-------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 300 | 300 | 300 | 300 | 300 |
| ・調査費 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ・専門家派遣費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・協議会運営費 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| ・セミナー開催費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・パンフ・チラシ作製費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・防災、感染症対策費 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|----------------------------------|
| 会費収入、伴走型補助金、南阿蘇村補助金、熊本県補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| | |
|--|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名 | |
| | |
| 連携して実施する事業の内容 | |
| ① | |
| ② | |
| ③ | |
| ・ | |
| ・ | |
| ・ | |
| 連携して事業を実施する者の役割 | |
| ① | |
| ② | |
| ③ | |
| ・ | |
| ・ | |
| ・ | |
| 連携体制図等 | |
| ① | |
| ② | |
| ③ | |